

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月2日(木) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (17名)

農業委員 (8名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (9名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

内田 秀敏

松本 広喜

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員2名)

#### 4. 議事日程

議案第131号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第132号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第134号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹

農地係長 大岡 寿憲

主 事 石崎 志朗

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただ今から第33回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は農業委員8名、推進委員2名欠席で9名、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、6番の堤委員と1番の澤山委員よろしくお願ひします。</p> <p>それでは早速審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第131号6件、議案第132号4件、議案第133号2件、議案第134号7件となっています。</p> <p>それでは引き続き議案第131号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので報告します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第131号1番と議案第132号農地法3条の規定による許可申請審議についての1番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された澤山農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
澤山委員	<p>報告をいたします。</p> <p>2月25日に、私と久我推進委員さんと〇〇さんと3人で現地確認及び書類確認を行いました。</p> <p>〇〇さんは〇〇在住ですので、後で電話確認をしました。</p> <p>最初に、この前の農業委員会での継続の案件があって、すぐに解約ということだったんですけど、事情を伺いましたら〇〇さんがこちらの土地を処分したいということで〇〇さんに相談をされて、〇〇さんが買うというような段取りで話が進んでいたということです。</p> <p>現地確認して、土地等は間違いありませんでした。</p> <p>売買金額が10アール当たり30万ということで、間違いありません。</p> <p>今後ですけれども、施設でユリの栽培をされているので、その継続ということで間違いありません。以上よろしくをお願いします。</p>
久我推進委員	<p>2月25日に〇〇さんと澤山委員さんと私で意思確認しました。</p> <p>〇〇さんは県外ですので、電話で連絡をして話を伺いました。</p> <p>あとは、澤山委員の言われる通りです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第131号1番及び議案第132号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第131号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました したがって、議案第131号1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第132号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 お諮りします。次の議案第131号2番、3番及び4番は賃借人が同じに関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された澤山農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
澤山委員	<p>報告をします。 2月25日に、賃借人の〇〇さんと貸貸人の〇〇さん、〇〇さんはもう亡くなられていて、貸貸人でその奥さんの〇〇さん、7ページ目の所有者の〇〇さんの娘さんの〇〇さんと私と久我推進委員6人で、現地確認をして、話を伺いました。 契約があと5、6年残ってるんですけども、意思の確認はできました。解約理由を詳しく聞いたところ、〇〇さんがもっと条件の良い別の場所、今回の案件にも出てますけど、川原あたりに良い案件があったんでそこで作るの、この土地から変更したいという話でした。 その後、解約する土地はどんなふうになってるんですかということをお伺いしたところ、〇〇さんが勝手にやめるわけにいかないということで〇〇さんと〇〇さんの土地は〇〇さんに作ってもらうようにお話をされて、もう一つの〇〇さんの土地はまた他の人に作ってもらうような話か</p>

	<p>けはされておりましたけれども、〇〇さんのところは〇〇さんが別の自分が気心の知れた人に作ってもらうということは話をされていました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>久我推進委員</p>	<p>2月25日に〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんとお会いしてお話を伺いました。澤山委員さんと私と現地確認をしました。</p> <p>〇〇さんが1ヶ所に集約ということでした。</p> <p>あとは澤山委員の言われた通りです。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第131号2番、3番及び4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第131号2番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第131号2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第131号3番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第131号3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第131号4番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p>

	<p>したがって、議案第131号4番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。次の議案第131号5番と議案第134号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>報告します。</p> <p>28日に〇〇さんに現場確認してもらって、自分が作らせてもらうということを確認しました。〇〇さんは他のことをやっていて、ちょっと手が回らない。〇〇さんが、今一生懸命頑張っているらしいので、自分が作りたいということで申し入れされたみたいです。以上です。</p>
池田推進委員	<p>堤委員の報告のとおりです。よろしくお願ひしますということでした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第131号5番及び議案第134号1番についてご異議ご意見ございませんか。</p>
中島推進委員	<p>〇〇さんには確認が取れているかを確認したかったです。</p>
堤委員	<p>電話連絡で確認をしました。〇〇さんの方も電話で確認をしています。報告を忘れていました。すいませんよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>他にないですか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第131号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第131号5番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第134号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第134号1番は原案通り認められました。</p> <p>お諮りします。次の議案第131号6番と議案第134号2番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、事務局の説明の前に、木村推進委員はこの議案の関係人です。ありますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(木村推進委員離席)</p>
議長	<p>それでは議案第131号6番及び議案第134号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員、池田推進委員から調査報告をお願いします。
山口委員	<p>報告します。</p> <p>26日に私と池田推進委員と〇〇さんと現地にて調査しました。〇〇さんが体調を崩されて、今まで耕作していた全ては作れないという状態みたいです。</p> <p>それで〇〇さんの方に作ってもらうということです。土地としては、まだ耕作されていて、水田は結構草が生えているような土地でした。</p> <p>〇〇さんからの話は、賃借料なしということで、荒れない程度に作るという条件で引き受けましたということです。</p>
池田推進委員	<p>最初、〇〇さんの方は2年間は小作料として払ったが、後はいらないと言われたということで、その後を受け継いだ〇〇さんの方も、小作料があったら私は作りませんっていうことでしたので、それで話はもう全部ついてるということでした。問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第131号6番及び議案第134号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第131号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第131号6番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第134号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>



議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第134号2番は原案通り認められました。</p> <p>(木村推進委員着席)</p>
議長	<p>続きまして議案第132号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。次の議案第132号2番及び3番は譲渡人が同じで関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された澤山委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
澤山委員	<p>調査報告をいたします。</p> <p>2月25日に私と久我推進委員と〇〇さんと〇〇さんと4人で現地に行って、土地確認、内容確認をしてきました。</p> <p>譲渡人さんは、〇〇さんが〇〇在住でこちらに来れないということで土地の処分ということで、理由は間違いありませんでした。</p> <p>ここの土地は、少し条件が悪いところなんですけれども、〇〇さんが家も近所だし〇〇さんを近所だしよく知ってるし、自分の畑も隣にあるということで私が買いましょうということで話がついた感じです。</p> <p>今後の作物ですけど、また水田を作っていく予定ということです。</p> <p>そして、次の〇〇さんと〇〇さんの案件なんですけれども、現地に〇〇さんのお父さんと確認して話を進めていきました。</p> <p>圃場整備はされているけども、不整形で塩害が出たりするような条件</p>

	<p>の悪い土地なのですが、総額70万円となっていますけど、これは、来月の農業委員会にかける江岡の同じような土地と合わせて150万円で買うということになっております。</p> <p>来月の案件は少し安い感じがするかも知れませんが、〇〇さんと〇〇さんが話し合っ、あわせて150万円で手続きが済んだということで、皆さん方に頭の中に入れておいてほしいなと思っています。</p> <p>以上です。</p>
久我推進委員	<p>2月24日に〇〇さん、〇〇さんと〇〇さん、澤山委員さんと私で現地を確認しました。〇〇さんとは電話で話を伺いました。</p> <p>あとは、澤山委員の言われる通りです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第132号2番及び3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第132号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第132号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第132号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>

議長	<p>貸受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された山口農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>報告します。</p> <p>28日に私と木村推進委員と〇〇さん、息子さんの〇〇さんと一緒に現地でお話を伺いました。</p> <p>〇〇さんは、勤められてたんですけど、農業をしたいということで苺を作りたいということで頼もしい青年でした。</p> <p>それから〇〇さんも息子がついでくれるということでよかったと言っておられました。土地については、筆数が多く点在してるので写真等で確認をしました。</p> <p>やる気のある青年で、そのために農業者年金を受給のためということです。しかし、私の記憶では、生前一括贈与で〇〇さんがこの土地をもらっておられますけど、〇〇さんのお父さんもまだ健在で、生前一括贈与になると賃借売買等の制約があったと思うんですが、それを事務局から詳しく後で説明していただきたいと思います。</p>
木村推進委員	<p>山口委員と〇〇さん親子で話を聞きました。別に問題ないと思います。補足はありません。以上です。</p>
事務局	<p>生前一括贈与を受けている場合、〇〇さんのお父さんから生前一括贈与で農地の贈与を受けてます。そして、その〇〇さんが、高齢になって自分の後継者などに使用貸借する場合は、手続きをちゃんとすれば貸しても良いとなっています。今、その手続きも同時に進行しているところです。</p> <p>3月の総会で使用貸借の許可をとって、3月いっぱいには税務署にちゃんと手続きをすれば、後継者であれば貸すことができます。</p> <p>来週、〇〇さんに再度来てもらって、書類作成等をしてもらうこととなります。</p>
中島推進委員	<p>〇〇さんが生前一括贈与をされてるということで、そのお父さんも結局は農業者年金の対象でそういう形をとられてるということですか。</p>

事務局	<p>農業者年金と生前一括贈与とはそもそも別の制度になります。</p> <p>生前一括贈与は、農地を後継者に渡す時の贈与税について猶予をもらうものになります。おそらく、国が想定していた以上に農業者の平均寿命がかなり長くなってますので、世代交代ができないという形になってきて、平成10年から20年のどこかまでは覚えてないんですけど、その時に制度改正があって、祖父から親が受けた土地について、孫とか後継者に貸す分については農業者年金の手続きと併用すれば、貸し借りをしても大丈夫というような制度に変わっています。</p> <p>その特例が、世代交代をするというのが条件の一つになっています。〇〇さんが、今34歳で、経営交代も実際にされておられるということで、今回手続きをしている途中です。</p>
中島推進委員 事務局	<p>結果として、その農業者年金に絡んでということですよ。</p> <p>農業者年金にも絡みます。</p>
中島推進委員	<p>〇〇さんのお父さんが年金をもらうために生前一括贈与されて、今度は本人が対象にするために生前一括贈与をしていくということですか。</p>
事務局	<p>農業者年金をもらうために、生前一括贈与しないといけないというのはなかったと思います。使用貸借でもよかったけど、土地の名義を変えておきたいというのがあって、生前一括贈与を利用されてるということになります。</p>
榊原推進委員	<p>生前一括贈与のことですが、祖父から父、それから孫ということですが、もし、祖父が亡くなった場合、亡くなってから20年間栽培をしないといけないのか。</p>
事務局	<p>生前一括贈与で、祖父から父親に名義が変わった時点から20年間栽培を続けなければならないとなっています。</p> <p>20年間過ぎた後も基本的に農業利用を努めてくださいとなっています。今回は、〇〇さん名義が変わって20年以上経っています。今度は、〇〇さんから〇〇さんに名義変更するわけではないので、〇〇さんから〇〇さんの貸し借りだけになります。</p> <p>今回は、その特例制度、猶予を長引かせるため、〇〇さんに税金がかからないようにするため、なおかつ農業者年金をもらうために、〇〇さ</p>

議長	<p>んと使用貸借を結びましたという手続きを農業者年金の方にも出すし、税務署の方にも出すという二つの手続きを3月中にしなければならないというふうになってます。</p> <p>他にないですか。</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第132号4番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、4番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして議案第133号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>調査内容を報告します。</p> <p>2月26日に、池田推進委員と私で、〇〇さんご夫婦、両方の代理者であります〇〇行政書士立会いの中で確認をしました。</p> <p>譲渡人である〇〇さんが遠方居住で農地管理ができないということで、近隣で住宅地というか、そういった土地を求めておられる方がいたということで合意に達したということです。</p> <p>造成計画にありますように、雨水の水路放流とか合併浄化槽も整備して確認をしたところです。問題ないということで池田推進委員と確認をしました。〇〇さんご夫婦からもよろしくをお願いしますということでした。以上です。</p>
池田推進委員 議長	<p>別に問題なしで他にありません。</p> <p>他にないですか。</p>

	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第133号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして2番の説明を事務局に求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>報告します。</p> <p>28日に私と木村推進委員と〇〇さんにお話を伺いました。</p> <p>〇〇さんの孫にあたるということで、祖父から土地を使用貸借するという形です。</p> <p>環境もいいところで、〇〇さんは〇〇に勤められて、子どもさんがいるらしく、今住んでいるところではちょっと狭いかなということ、同居をお父さんたちに話したら、しない方がいいということで思い立たれたようです。以上です。</p>
木村推進委員	<p>山口委員と〇〇さんの職場で話を聞きました。別に問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第133号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
水田委員	<p>農地は2種になってますけど、1種じゃなかったですか。</p>
事務局	<p>建設課に確認を取りました。地番を教えて、使ってる事業と事業年月日を教えてくださいとお願いしました。</p> <p>県に報告をするときに、使った事業とその年月日とか全部調べて送らないといけないんですけれども、調べてもらったら、該当がありません</p>

<p>榊原推進委員</p>	<p>でしたということで2種に変更しています。</p>
<p>事務局</p>	<p>元々、県の基盤整備事業をしたところで家を作ったと記憶しています。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回調べてもらったのが、元の地番と登記事項等で、分筆する前の地番からずっと調べたんですが、該当する事業はなかったということです。基盤整備はおそらくその自主施工なのか、県事業、国事業とかを使ってないので1種には該当しないです。</p>
<p>水田委員</p>	<p>例えば、これが1種農地としたら建てられる特例ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1種であれば、〇〇集落に接続するというふうに見られます。その隣に家があって、近辺で一応3件あるので、1種農地の場合でも県の方に確認を取っています。</p>
<p>議長</p>	<p>それでも、ここなら集落の一体としてみなせませすと回答をもらっています。1種であっても2種であっても建てられます。</p>
<p>議長</p>	<p>他にありませんか。 異議なしと認め議決をとります。 議案第133号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして議案第134号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法による使用貸借権及び賃借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りします。 次の議案第134号3番と4番は借り手が同じで関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された澤山農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
澤山委員	<p>調査報告をします。</p> <p>2月25日に私と久我推進委員と〇〇さん、〇〇さんと4人で、現地確認しながら話を伺いました。</p> <p>使用貸借権の再設定ということで、現場の利用状況を確認しましたところ、該当の農地は、すべて綺麗にきちんと管理をされていました。</p> <p>〇〇さんが技術員ということで土日の仕事になりますけれども、〇〇さんのお父さんと息子さんがですね、日頃の農作物の管理をされています。管理は大丈夫と思います。よろしくお願いします。</p>
久我推進委員	<p>2月25日に、〇〇さんと〇〇さん、澤山委員と私で現地確認いたしました。現地は綺麗に手入れされておりました。よろしくお願いします。すいません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第134号3番及び4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決をとります。</p> <p>議案第134号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p>



	<p>したがって、議案第134号3番は原案どおり認められました。        続きまして、議案第134号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。        したがって、議案第134号4番は原案どおり認められました。        続きまして、議案第134号5番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>報告します。        26日に私と池田推進委員と〇〇さんと3人で現地確認をしました。        ハウスが3棟と建っているんですけど、2棟を借りるようになっています。1棟は〇〇さんが作られるということで、〇〇さんのハウスのビニールを張り替えたりとか、作業を手伝うという条件で貸してもらって再設定ということで、問題ないと思います。</p>
池田推進委員	<p>先程、山口委員が言われた通り賃借料はないということでした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。        議案第134号5番について、ご意見ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。        議案第134号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>

	(挙手多数)
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第134号5番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして議案第134号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>報告します。</p> <p>26日に、私と木村推進委員と〇〇さんと〇〇さんと、現地で話を聞かせてもらいました。</p> <p>ここは、1年間は作り手がなかったんですけど、今回〇〇さんが作っていいよということで作られるそうです。作り手が見つかったから良かったですねという感じです。</p>
木村推進委員	<p>〇〇さん、〇〇さんと話をして、1年間遊んでいたんですけど、〇〇さんの息子が作ってみようかということで話がまとまりました。</p> <p>荒れなくてよかったと思います。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第134号6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第134号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p>

事務局	<p>したがって、議案第134号6番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第134号7番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、山口農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>報告します。</p> <p>26日に私と木村推進委員と〇〇さんと現地でお話させてもらいました。〇〇さんは連絡がつかなかったです。</p> <p>〇〇さんは有機農法というか、特別栽培米を作られていて、圃場には米ぬかをふられていました。</p> <p>そして、堆肥も少しふるということで、自分で販売することで収益を上げていこうという話でした。</p>
木村推進委員	<p>〇〇さんには、電話連絡をしました。この内容で間違いはないということでした。問題ないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第134号7番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第134号7番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第134号7番は原案通り認められました。</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。</p>

	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第 33回総会を閉会いたします。
--	---

	委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとう ございました。お疲れさまでした。
--	---

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 5 年 3 月 2 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 堤 こずえ

議事録署名者 澤 山 直 人